

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)目次

I 組織運営

- 1 定款
- 2 役員
 - (1) 定数・現員
 - (2) 選任・任期
 - (3) 適格性
- 3 理事
 - (1) 適格性
 - (2) 代表者
- 4 監事・監査
 - (1) 監事の適格性
 - (2) 監事の職務
- 5 理事会
 - (1) 審議状況
 - (2) 議事録
- 6 評議員・評議員会
 - (1) 評議員の適格性
 - (2) 評議員会の開催状況等

II 事業

- 1 事業一般
- 2 社会福祉事業
 - (1) 運営状況
 - (2) 事務手続
- 3 公益事業
 - (1) 必要性
 - (2) 剰余金の処分
- 4 収益事業
 - (1) 必要性
 - (2) 事業内容
 - (3) 収益の処分

III 管理

- 1 人事管理
 - (1) 任免関係
 - (2) 職務関係
- 2 資産管理
- 3 その他
 - (1) 法人の透明性
 - (2) 苦情解決体制
 - (3) 登記

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>I 組織運営</p> <p>1 定款</p> <p>○定款は定款準則に準拠しているか。 ・改正していない場合は速やかに改正手続を行うこと。</p> <p>○定款に記載されていない事業を行っていないか。</p> <p>○定款変更を伴わない理事の定数増減がないか。</p> <p>○定款に記載された基本財産の内容と登記簿の内容が異なっていないか。</p> <p>○定款変更は所定の手続を経て行われているか。 ・理事会において、理事総数の3分の2以上の同意を得て、所轄庁の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省で定める事項にかかるものを除く。)を受ける。 ・事務所所在地、資産に関する事項(基本財産の増加に限る。)及び公告の方法については、届け出れば足りる。 ・定款変更に係る効力発生月日は次のとおり ①認可申請：申請が認可された日 ②届出：届出が受理された日</p> <p>○定款の施行についての細則が整備されているか。 *施行細則で定める事項の例示 ①理事会(評議員会)の開催手続 ②理事長の職務代理 ③理事長の専決事項 ④常務理事の職務権限等</p>	<p>審査基準 定款準則</p> <p>審査基準 定款準則</p> <p>社会福祉法人指導監査 要綱 I-1-1</p> <p>社会福祉法人指導監査 要綱 I-1-1</p> <p>法第43条 法施行規則第3条,第4条 定款準則第25条 指導監査要綱 I-1-2</p> <p>定款準則第27条</p> <p>定款準則第9条の備考 (1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」</p>	<p>・長期間定款準則に準拠していない。</p> <p>・定款に記載されていない事業を行っている。</p> <p>・定款に記載されていない事業を行っているが、事業開始から1年以上経過していない。(収益事業を除く。)</p> <p>・定款変更を伴わない理事の定数増減がある。 ※法人運営に支障がない場合 → B</p> <p>・定款変更を伴わない評議員の定数削減がある。</p> <p>・定款に記載された基本財産の内容と登記簿の内容が異なっている。</p> <p>・定款変更の手続が適正に行われていない。</p> <p>・定款の施行についての細則が定められていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>定款が定款準則に準拠していませんでした。</p> <p>定款に記載されていない事業が確認されました。</p> <p>理事定数の変更について、定款変更を要することが確認されました。</p> <p>定款の施行についての細則が定められていませんでした。</p>
<p>2 役員</p> <p>(1) 定数・現員</p> <p>○役員に欠員が生じていないか。</p> <p>(2) 選任・任期</p> <p>○役員を選任手続が、定款の定めに従って行われているか。 ・選任関係書類は次のとおり。 理事会議事録(評議員会議事録) 就任承諾書 委嘱状 履歴書 *任期ごとに整備する。 *新規役員のみ 身分証明書及び印鑑登録証明書(県指導)</p> <p>○役員任期が明確になっているか。</p> <p>○役員任期は、抽象的に2年というのではなく、具体的に○年○月○日から○年○月○日とする。</p> <p>○補欠の役員任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>○現任期当初に未選任であった役員を選任した場合、任期は選任の日から2年間であること。</p> <p>○評議員会を設置している場合には、評議員会において役員を選任しているか。 ・評議員会を設ける場合には、役員選任は、評議員会において選任するとともに、定款でその旨を記載する。</p>	<p>法第37条 審査基準第3-6(2) 指導監査要綱 I-2(1)1</p> <p>定款準則第7条 指導監査要綱 I-2(2)1</p> <p>法第36条第2項 指導監査要綱 I-2(2)2 定款準則第6条</p> <p>審査基準第3-4(3) 定款準則第7条備考 指導監査要綱 I-2(2)3</p>	<p>・理事に半年以上の欠員がある。</p> <p>・理事に半年未満の欠員がある。</p> <p>・役員選任手続が定款の定めに従って行われていない。</p> <p>・役員任期が明確になっていない。</p> <p>・役員就任承諾書に任期が明記されていない。</p> <p>・任期途中で辞任した役員の後任者の任期が前任者の残任期間となっていない。</p> <p>・任期当初に未選任であった役員を選任したが、任期が選任の日から2年間になっていない。</p> <p>・評議員会で役員を選任していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>理事に欠員がありました。</p> <p>役員選任手続について不備な点がありました。</p> <p>役員任期が明確になっていない。</p> <p>役員就任承諾書に任期が明記されていない。</p> <p>任期途中で辞任した役員の後任者の任期が前任者の残任期間となっていない。</p> <p>任期当初に未選任であった役員を選任したが、任期が選任の日から2年間になっていない。</p> <p>役員選任手続に不備な点がありました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>(3) 適格性</p> <p>○役員は欠格事由を有する者が選任されていないか。 ・欠格事由を有する者が選任されている場合には、他の役員を選任する。</p> <p>・欠格事由</p> <p>①成年被後見人又は被保佐人</p> <p>②生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>④所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p>	<p>法第36条第4項 指導監査要綱 I-2(3)1</p>	<p>・役員に欠格事由を有するものが選任されている。</p>	<p>A</p>	<p>一部の役員について、改選を要することが確認されました。</p>
<p>○関係行政庁の職員が法人の役員となっていないか。 ・関係行政庁の職員が選任されている場合には、他の理事を選任する。</p> <p>・関係行政庁の職員が法人の役員になることは社会福祉法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でない。</p> <p>・ただし、社会福祉協議会あつては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。</p> <p>・関係行政庁とは、法人に対し監督権を有する行政庁であるので、直接関係しない分野の職員(教員、警察官等)は含まれない。</p>	<p>審査基準第3-1(1) 指導監査要綱 I-2(3)2</p>	<p>・関係行政庁の職員が役員となっている。</p>	<p>B</p>	
<p>○実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。</p>	<p>審査基準第3-1(2) 指導監査要綱 I-2(3)3</p>	<p>・実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されている。</p>	<p>B</p>	
<p>○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していないか。</p> <p>・公共団体の長がいわゆるあて職として、役員に選任される場合には、他の理事を選任する。</p> <p>・法人の理事である者が市長等になった場合又は当該公職者の経歴が社会福祉事業についての豊富な知識経験を有すると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>・議員等で、実態的に法人運営への参画が困難である場合には、望ましくない。</p>	<p>審査基準第3-1(3) 指導監査要綱 I-2(3)4</p>	<p>・特定の公職にある者が慣例的に役員として参加している。</p>	<p>A</p>	<p>実質的に運営に参画していない理事が確認されました。</p>
<p>○役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。</p> <p>・当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員に対しては、必ずしも一般職員と同様な勤務体制を定めるものではない。</p>	<p>定款準則第8条 審査要領第3(6) 指導監査要綱 I-2(3)5</p>	<p>・理事会で語ったうえで、役員報酬の根拠となる規程等が整備されていない。</p> <p>・役員の旅費の根拠となる規程等がない。</p> <p>・役員報酬が役員報酬規程等と著しく異なっている。</p> <p>・役員報酬が役員報酬規程等と異なっている。 (規程等との差額が2割以内で、報酬額が職員給与等と比較して多額でない場合など。)</p> <p>・報酬を支給している役員の勤務実態が確認できない。</p>	<p>A B A B B</p>	<p>役員報酬の根拠となる規程等がありませんでした。</p> <p>役員報酬規程等と実際の取扱いに異なる点がありました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例								
<p>3 理事 (1) 適格性 ○各理事について、親族等の特殊の関係にある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</p> <p>・親族等の特殊な関係 ① 当該役員と民法第725条に定める親族関係にある者 (1) 6親等内の血族 (2) 配偶者 (3) 3親等内の姻族 ② 当該役員とまだ婚姻の届をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者 ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者 ⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人</p> <p>また、親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。</p> <table border="1" data-bbox="183 840 486 952"> <thead> <tr> <th>理事定数</th> <th>その役員以外の親族等の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6～9名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10～12名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>13名～</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>○社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えていること。</p> <p>《学識経験者》 ①社会福祉に関する教育を行う者(養護学校教員を含む) ②社会福祉に関する研究を行う者 ③社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 ④公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p> <p>《地域の福祉関係者》*監事の場合は⑤は除く ①社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員 ②民生委員、児童委員 ③社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間福祉団体の代表者等 ④医師、保健師、看護師等保健医療関係者 ⑤自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</p> <p>○当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加しているか。 ・ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。 ・理事として1人以上参加することとされている「施設長等」は、施設経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば、必ずしも施設長又は施設の職員に限られるものではないこと。</p>	理事定数	その役員以外の親族等の人数	6～9名	1名	10～12名	2名	13名～	3名	<p>法第36条第3項 審査基準第3-2(4) 定款準則第5条備考(2) 指導監査要綱I-3(2)1</p> <p>審査基準第3-2(5) 指導監査要綱I-3(2)2</p> <p>審査基準第3-2(6)、(8) 審査要領第3(1)、(2) 指導監査要綱I-3(2)3</p> <p>審査基準第3-2(7) 審査要領第3(3) 指導監査要綱I-3(2)4</p>	<p>・理事に親族等の特殊関係にある者が、定款の定める数を超えて選任されている。</p> <p>・当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えている。</p> <p>・社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していない。</p> <p>・理事に当該法人が運営する社会福祉施設の施設長等が参加していない。</p> <p>・理事に当該法人が運営する施設の施設長等職員が理事総数の3分の1を超えている。 (評議員会を設置していない場合)</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>一部の役員について、改選を要することが確認されました。</p> <p>一部の役員について、改選を要することが確認されました。</p> <p>一部の役員について、改選を要することが確認されました。</p> <p>一部の役員について、改選を要することが確認されました。</p> <p>一部の役員について、改選を要することが確認されました。</p> <p>一部の役員について、改選を要することが確認されました。</p>
理事定数	その役員以外の親族等の人数											
6～9名	1名											
10～12名	2名											
13名～	3名											

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>(2) 代表者</p> <p>○ 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っているか。 ・なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記していること。</p> <p>・法人の業務の決定は、理事会において行うものであるが、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。</p> <p>○ 理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、定款に記載する。</p> <p>○ 常務理事等を置く場合には、それぞれの職務権限を明確にする。 （定款施行細則で定める。）</p> <p>○ 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特別な関係にある者（租税特別措置法施行令第25条の17第3項第1号）のみが代表権を有する理事となっていないか。</p> <p>○ 理事長の職務代理が指名されているか。 ・理事長の事故により職務の代理が行われる場合には、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。 ・職務代理者の指名は任期毎に行う。</p> <p>○ 理事長個人と法人との間に利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。</p>	<p>法第38条 審査基準第3-2(2) 定款準則第5条第3項、 同条備考(4)、(5)、第9 条第1項 指導監査要綱 I-3(3)1</p> <p>法第38条 審査基準第3-2(2) 指導監査要綱 I-3(3)2</p> <p>定款準則第10条第1項 指導監査要綱 I-3(3)3</p> <p>定款準則第10条第2項 指導監査要綱 I-3(3)3</p>	<p>・理事会で審議を要する事項が審議されていない。</p> <p>・理事長以外の法人を代表する理事について定款に記載されていない。</p> <p>・常務理事等の職務権限が明確になっていない。</p> <p>・親族等の特別な関係にある者のみが代表権を有する理事となっている。</p> <p>・理事長の職務代理が指名されていない。</p> <p>・理事長個人と利益相反又は双方代理となる事項について、理事会において選任した職務代理者が職務代理を行っていない。 ※法人に不利益が生じたと認められない場合 → B</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>理事会で審議を要する事項が審議されていない事例がありました。</p> <p>代表権を有する理事について改選を要することが確認されました。</p> <p>理事長と利益相反行為等となる事項について改善すべき点がありました。</p>
<p>4 監事・監査</p> <p>(1) 監事の適格性</p> <p>○ 監事は理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないか。 ・理事・評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していない監事を選任する。</p> <p>○ 監事の1人は社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であるか。 ・財務諸表等を監査し得る者及び社会福祉事業に関する学識経験を有する者を監事に選任する。 *財務諸表を監査し得る者</p> <p>①弁護士 ②公認会計士 ③税理士 ④会社等の監査役及び経理責任者 ⑤その他 金融機関に勤務者、簿記資格等保有者</p> <p>○ また、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。 ・社会福祉事業に関する学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を選任する。 *学識経験を有する者又は地域の福祉関係者については、3理事(1)適格性を参照。</p> <p>(注) 監事については、「地域福祉関係者」のうち「自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。</p> <p>○ 監事は他の役員と親族等の特別な関係がある者でないか。</p> <p>○ 監事は当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者でないか。</p>	<p>法第41条 審査基準第3-3(1) 定款準則第3-3(1) 指導監査要綱 I-4-1</p> <p>審査基準第3-3(2) 指導監査要綱 I-4-2</p> <p>審査基準第3-3(3) 指導監査要綱 I-4-2</p> <p>指導監査要綱 I-4-2備考</p> <p>審査基準第3-3(4) 指導監査要綱 I-4-3</p> <p>審査基準第3-3(5) 指導監査要綱 I-4-4</p>	<p>・監事が他の職務と兼任している。</p> <p>・監事に、社会福祉法第44条に規定する財務諸表を監査し得る者が選任されていない。</p> <p>・監事に、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が選任されていない。</p> <p>・他の役員と親族等の特別な関係にある者が監事となっている。</p> <p>・当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が監事になっている。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>監事が他の職と兼務していました。</p> <p>一部の監事に改選を要することが確認されました。</p> <p>一部の監事に改選を要することが確認されました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>(2) 監事の職務</p> <p>○ 監事は理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査を行っているか。</p> <p>○ 監事は少なくとも、決算にかかる理事会及び評議員会に出席する。</p> <p>○ 財産の状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図っているか。</p> <p>・ 資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人についてはその事業規模等に鑑み、2年に1回程度の、これらに該当しない法人についても5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組みを行うことが望ましい。</p> <p>○ 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人において保存されているか。</p> <p>・ 監査報告書については、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人において保存する。</p> <p>《監査報告書》</p> <p>①理事の業務執行状況</p> <p>②法人の財産状況</p> <p>・ 事業報告書</p> <p>・ 財産目録</p> <p>・ 貸借対照表</p> <p>・ 収支計算書等</p> <p>③不整の点があることを発見した場合の評議員会又は所轄庁への報告内容</p> <p>④その他</p>	<p>法第40条第1号、第2号 定款準則第11条第1項 指導監査要綱 I-4-5</p> <p>定款準則第11条第2項</p> <p>審査基準第3-5(1) 指導監査要綱 I-4-6</p> <p>法第40条第3号、第5号 審査基準第3-3(2) 定款準則第11条第2項、 同条備考</p> <p>指導監査要綱 I-4-7</p>	<p>・ 監事監査が実施されていない。</p> <p>・ 重大な問題があったにもかかわらず、監事監査で指摘されていない。</p> <p>※その他監事監査が形式的に行われていると認められる場合 → B</p> <p>・ 監事監査を定められた期限内に実施していない。</p> <p>・ 監事監査を決算理事会の後に実施している。</p> <p>・ 監事監査が決算理事会の当日、開始直前に行われるなど、十分に行われたとは認められない。</p> <p>・ 監事監査報告書で重要な事項を指摘しているが、監事が決算理事会に欠席している。</p> <p>・ 監事が決算理事会に欠席している。 (上記以外の場合。)</p> <p>・ 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人で外部監査を実施していない。</p> <p>・ 上記以外の法人で外部監査を全く実施していない。</p> <p>・ 監事監査報告書が作成されていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>監事監査が未実施でした。</p> <p>監事監査で改善すべき点がありました。</p> <p>監事監査の時期に遅れがありました。</p> <p>監事が決算理事会に欠席していました。</p> <p>監事監査報告書が未作成でした。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>5 理事会 (1) 審議状況</p> <p>○ 開催手続が定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立しているか。</p> <p>○ 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めている場合には、定款にその旨の規定があるか。</p> <p>○ 理事会の議決が定款の定めにしたがって、有効に成立しているか。</p> <p>・ 議決が定款の定めに従って、有効に成立して行われていること。</p> <p>・ 議長は議長権：議長は出席者にカウントするが、議決権は、可否同数のときのみ行使する。</p> <p>○ 持ち回りによる理事会の開催は認められない。 ・ 審議事項については、理事会を開催し審議する。</p> <p>○ 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいないか。</p> <p>○ 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われているか。 ・ 要議決事項の重要性を考慮し、実質的審議及び適正な議決を行う。</p> <p>《要議決事項》 ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 ② 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄 ③ 定款の変更 ④ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 ⑤ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項 ⑥ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更 ⑦ 施設長の任免その他重要な人事 ⑧ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。） ⑨ 役員報酬に関する事項 ⑩ その他、この法人の業務に関する重要事項。</p> <p>なお、日常業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、理事会に報告すればよい。</p> <p>《「日常の業務として理事会が定めるもの」の例》 ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免 ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。 ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他止むを得ない特別の理由があると認められるもの。 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。 ④ 設備資金の借入にかかる契約であって予算の範囲内のもの。 ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの ・ 日常的に消耗する給食材料、消耗品等の日々の購入 ・ 施設整備の保守管理、物品の修理等 ・ 緊急を要する物品の購入等 ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分 ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えなくても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。 ⑧ 予算上の予備費の支出 ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。 ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。 ⑪ 寄附金の受け入れに関する決定 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。 (注) 寄附金の募集に関する事項は専決できない。</p> <p>○ 予算理事会、決算理事会が定款に定められた期限内に行われているか。</p>	<p>定款準則第9条 指導監査要綱 I-5(1)1</p> <p>定款準則第9条第5項～第8項、同条備考(4)、(5)</p> <p>指導監査要綱 I-5(1)2</p> <p>定款準則第9条</p> <p>定款準則第9条備考(2)、(3) 指導監査要綱 I-5(1)3</p> <p>指導監査要綱 I-5(1)4 定款準則第8条第3項、第9条第1項、同条備考(1)、第12条第2項、同条備考一（評議員会の権限）の条、第14条、第17条、第18条第1項、第20条、第21条、同条備考一、二、第23条、第24条、第25条第1項、第27条</p> <p>定款準則第17条、第18条</p>	<p>開催手続が定款の定めにしたがって行われていない。</p> <p>・ 理事会が定足数未満で開催されている。</p> <p>理事会の書面表決の必要性について、理事会で審議していない。また、定款に書面表決の規定がない。</p> <p>・ 書面表決で各議案に対する明確な意思表示が行われていない。</p> <p>・ 有効に成立していない。</p> <p>・ 持ち回りにより理事会を開催している。</p> <p>・ 理事会への欠席が継続している理事がいる。</p> <p>・ 理事会に欠席しがちな理事がいる。</p> <p>・ 理事会に書面表決が継続している理事がいる。</p> <p>・ 理事会で要議決事項が審議されていない。</p> <p>・ 予算理事会又は決算理事会が定款に定められた期限内に行われていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>理事会開催の定足数が不足している事例がありました。</p> <p>必要な手続きを経ずに理事会が開催されている事例がありました。</p> <p>理事会の議決の手續に不備な点がありました。</p> <p>理事会の開催方法に改善すべき事例がありました。</p> <p>理事会の議決の手續に不備な点がありました。</p> <p>理事会で審議を要する事項が審議されていない事例がありました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>(2) 議事録</p> <p>○ 理事会の議事録は、正確に記録され、保存されているか。</p> <p>・ 議事録は、法人の意思決定内容を記録した文書であり、各種申請及び登記等に際し添付するものであるから、要記載事項を正確かつ簡明に記録するとともに、記載内容が関係書類及び実態等に照らし、信ぴょう性及び具体性を有するものであること。</p> <p>《議事録記載事項》</p> <p>①開催年月日 ②開催場所 ③出席者氏名(定数) ④議案 ⑤議案に関する発言内容 ⑥議案に関する表決結果 ⑦議事録署名人(議長及び当該理事会において選出された理事2名)の署名又は記名押印、その年月日</p> <p>(県指導)</p> <p>①に開催時間 ②に理事現員数、定足数に関する規程 ⑦の署名又は記名押印では、基本は署名とし記名の場合には実印を押印する。</p> <p>○ 議案書及び資料を一緒に綴り、差し替えができないように袋とじ等をする。</p> <p>○ 議事録に議事録署名人の署名又は記名押印がされているか。</p>	<p>定款準則第9条第8項</p> <p>指導監査要綱 I-5(2)</p>	<p>・ 議事録が作成されていない。</p> <p>・ 理事会の審議状況が議事録に記録されていない議事がある。</p> <p>・ 理事会(評議員会)の議事録に監事監査の結果など報告事項の記録がない。</p> <p>・ 議事録を審議資料とともに、袋綴じにして保管していない。</p> <p>・ 議事録に議長(議事録署名人)の署名又は記名押印がされていない。 ※直近の場合 → B</p> <p>・ 議事録に議事録署名人の記名はあるが、押印がされていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>C</p>	<p>理事会(評議員会)の議事録が未作成の事例がありました。</p> <p>議事録作成手続に不備な点がありました。</p>
<p>6 評議員・評議員会</p> <p>(1) 評議員の適格性</p> <p>○ 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。</p> <p>①都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉法人 ②保育所を営む事業 ③介護保険事業</p> <p>○ 評議員の定数及び現員は、理事定数の2倍を超えているか。 ・ 評議員の定数及び現員が理事定数の2倍を超えていない場合は、法令違反となるので是正する。</p> <p>○ 各評議員について親族等の特殊の関係にある者が定款の定める数を超えて選任されていないか。 ・ 理事に準じて取り扱う。</p> <p>○ 評議員は当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えていないか。 ・ 理事に準じて取り扱う。</p> <p>○ 評議員は地域の代表が参加しているか。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア団体の代表者が参加しているか。</p> <p>《地域の代表》</p> <p>①自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員 ②民生委員、児童委員 ③その他その者の参画によって地域との連携が期待できる者</p> <p>・ 利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者及び利用者の家族の代表が加わることが望ましい。</p>	<p>審査基準第3-4(1), (2) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(1)</p> <p>指導監査要綱 I-6-1</p> <p>法第42条第2項 定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(2) 指導監査要綱 I-6-2</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第2項同条備考 指導監査要綱 I-6-3</p> <p>審査基準第3-4(4) 指導監査要綱 I-6-4</p> <p>審査基準第3-4(5), (6) 指導監査要綱 I-6-5</p>	<p>・ 障害者自立支援法に関わる事業、公益事業又は収益事業を行っているが、評議員会を設置していない。</p> <p>・ 評議員の現員が理事定数の2倍を超えていない。</p> <p>・ 評議員に親族等の特殊関係にある者が、定款の定める数を超えて選任されている。</p> <p>・ 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えている。</p> <p>・ 評議員に地域の代表者が参加していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>評議員会が未設置でした。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>(2) 評議員会の開催状況等</p> <p>○ 評議員の選任は定款の定めに従い行われているか。</p> <p>○ 評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われているか。</p> <p>○ 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いているか。</p> <p>社会福祉協議会の場合は、評議員会の要審議事項について審議され、議決されているか。</p> <p>《要審議事項》</p> <p>① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 ② 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄 ③ 定款の変更 ④ 合併 ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 ⑥ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</p> <p>○ 評議員会への欠席が継続している評議員がいないか。</p> <p>○ 評議員会の議事録は正確に記録され、保存されているか。 ・理事会に準じて取り扱う</p>	<p>定款準則 (評議員会の資格等)の条第1項 指導監査要綱 I-6-6</p> <p>審査基準第3-4(2) (評議員会)の条第2項 ～第8項、同条備考(3) 指導監査要綱 I-6-6,7</p> <p>審査基準第3-4(2) 定款準則 (評議員会の権限)の条,同条備考</p> <p>法人社協モデル定款第15条</p> <p>審査要領第3(5) 指導監査要綱 I-6-7</p> <p>指導監査要綱 I-6-8</p> <p>定款準則第12条備考一 (評議員会)の条第9項 指導監査要綱 I-6-9</p>	<p>・任期満了前に評議員を選任していない。</p> <p>・評議員の選任について理事会の同意を経していない。</p> <p>・理事会と評議員会を合同で開催している。</p> <p>・評議員会が定足数未満で開催されている。</p> <p>・書面表決者を評議員会出席者としている。</p> <p>・評議員会要審議事項について、あらかじめ評議員の意見を聴いていない。 (予算、決算、基本財産の処分、合併)</p> <p>・上記以外の要審議事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴いていない。</p> <p>・評議員会を全て欠席している評議員がいる。</p> <p>・評議員会の審議状況が議事録に記録されていない議事がある。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>評議員の選任手続に不備な点がありました。</p> <p>評議員の選任手続に不備な点がありました。</p> <p>評議員会開催の定足数が不足している事例がありました。</p> <p>評議員会で審議を要する事項が審議されていない事例がありました。</p>
<p>II 事業</p> <p>1 事業一般</p> <p>○ 定款に記載されている事業が行われているか。</p> <p>・事業を停止している事実があるときは、その具体的な是正の方法について法人で検討し、廃止する場合は定款変更の手続等を行う。</p> <p>○ 定款に記載されていない事業を行っていないか。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。)</p> <p>・定款に記載されていない事業を行っている場合は、その措置について法人で検討し、実態に合わせた定款変更等の手続を行う。</p> <p>・法人が適切に事業を行うには、次のことが必要である。</p> <p>① 社会福祉事業を行う場合は、定款の記載及び事業の許認可等を受けていること。 ② 公益事業及び収益事業を行う場合は、定款に記載されていること。</p> <p>注：直ちに行うことができない事業を定款に列挙することは認可できない。(必要な要件を具備し、着実な計画のもとに確実に事業を行いうる段階に至った時に、定款変更認可申請をする。)</p>	<p>審査基準第1 指導監査要綱 II-1-1</p> <p>審査基準第1 定款準則第21条備考一 (種別)の条第2項 (注) 指導監査要綱 II-1-2</p>	<p>・定款に記載されている事業を行っていない。</p> <p>・定款に記載されていない事業を行っている</p> <p>・事業開始から1年以上経過していない場合(収益事業を除く。)</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>定款に記載されていない事業が確認されました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>2 社会福祉事業 (1) 運営状況</p> <p>○ 公益的取組 (公益事業の実施の外、低所得者に対するサービス利用料の減免を含む。) が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。</p> <p>○ 社会福祉事業は、当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。</p> <p>・ 法人が行う社会福祉事業は、法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業でなければならない。</p> <p>○ 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されているか。</p> <p>○ 社会福祉事業の収入を公益事業 (関係法令通知により認められた事業を除く。) 又は収益事業の支出に充てていないこと。</p> <p>・ 特別養護老人ホーム及び障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることができない。</p> <p>(1) 当該事業を営む社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する収益事業に要する経費</p> <p>(2) 当該事業を営む社会福祉法人外への資金の流出 (貸し付けを含む。) に属する経費</p> <p>(3) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費</p> <p>・ 保育所運営費を貸付する場合、対象となるのは保育所経理区分のみとなり、年度内に精算する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉事業を行うための必要な資金確保に安定性を欠いていないか。</p> <p>○ 社会福祉事業を行うにあたって、関係機関との連絡調整が十分になされ、地域社会との協力が図られているか。</p> <p>・ 関係機関との連携及び地域社会との強調が十分図られていないときは、連絡体制の整備及び地域交流の推進をすること。</p> <p>(2) 事務手続</p> <p>○ 社会福祉事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続が滞りなく行われているか。</p> <p>・ 法人は、次によりその社会福祉事業について適正な手続を行う。</p> <p>1 施設を営む第一種社会福祉事業</p> <p>(1) 施設設置の認可・届出：事業開始前に行う。</p> <p>(2) 変更の届出：届出は変更の日から1月以内に行う。</p> <p>(3) 廃止の届出：廃止の日から1月前までに行う。</p> <p>2 施設を営まない第一種社会福祉事業</p> <p>開始、変更及び廃止の届出：該当日から1月以内に行う。</p> <p>3 第二種社会福祉事業</p> <p>開始、変更及び廃止の届出：該当日から1月以内に行う。</p> <p>4 社会福祉法以外の法律において施設設置につき行政庁の許可又は届出を要するものについては、それぞれの法律に基づき適正に行う。(社会福祉法第74条)</p>	<p>審査基準第1 指導監査要綱Ⅱ-1-3</p> <p>審査基準第1-1(1) 指導監査要綱Ⅱ-2(1)1</p> <p>法第22条、第26条第2項 指導監査要綱Ⅱ-2(1)2</p> <p>審査基準第1-1(4)、第2-2(2)イ 審査要領第2(3) 指導監査要綱Ⅱ-2(1)2</p> <p>「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老人保健福祉局長通知)</p> <p>「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>「社会福祉法人が営む社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日社会・援護局長等連名通知)</p> <p>「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児童家庭局長通知)</p> <p>法第22条、第26条第2項 指導監査要綱Ⅱ-2(1)2</p> <p>法第4条、第5条 指導監査要綱Ⅱ-2(1)3</p> <p>法第62条～第64条、第67条～69条 指導監査要綱Ⅱ-2(2)</p>	<p>・ 公益事業の実施が社会福祉事業に支障を来たしている。</p> <p>・ 社会福祉事業が主たる地位を占めていない。</p> <p>・ 社会福祉事業を行うために必要な資金が確保されていない。</p> <p>・ 社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てている。</p> <p>・ 社会福祉法人が営む社会福祉施設における繰越金等の取扱い等について (平成12年3月10日老人保健福祉局長通知)</p> <p>・ 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて (平成18年10月18日社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>・ 社会福祉事業を行うために必要な資金に安定性を欠いている。</p> <p>・ 関係機関や地域社会との連携が図られていない。</p> <p>・ 施設設置届及び変更届等を提出していない。</p> <p>・ 施設設置届及び変更届等の提出が遅延している。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>公益事業について見直しを要することが確認されました。</p> <p>公益事業の規模について見直しを要することが確認されました。</p> <p>社会福祉事業を行うために必要な資金の確保が必要です。</p> <p>社会福祉事業の収入の繰入先について改善を要することが確認されました。</p> <p>資金の安定的な運用に留意を要する点がありました。</p> <p>施設に関する必要な届出がされていませんでした。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>3 公益事業 (1)必要性</p> <p>○公益事業は社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであるか。</p> <p>・当該要件を欠くようなものがあるときは、当該事業の趣旨に則して適正に行うこと。</p> <p>(公益事業の例示(審査要領第1-2))</p> <p>①社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)</p> <p>②介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を運営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する指定老人訪問看護を行なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。</p> <p>③有料老人ホームを運営する事業</p> <p>④社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を運営する事業</p> <p>⑤公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を運営する事業</p> <p>なお、営利を行うものに対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。</p> <p>○公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。</p> <p>・当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのある事業は認められないため、支障を来している場合は、当該事業の趣旨に則して適正に行うこと。</p> <p>○公益事業の事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないか。</p> <p>・事業規模が社会福祉事業に比べて過大な場合には、規模の縮小等により適正化する。</p> <p>・事業の規模が過大であるか否かの判断は、事業数(施設数)、定員、職員数、予算規模等により総合的に判断する。</p> <p>○公益事業の会計が社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されているか。</p> <p>・会計は社会福祉事業及び収益事業と明確に区分し、特別会計を設けて適正に経理する。</p> <p>(2)剰余金の処分</p> <p>○公益事業に剰余金が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられているか。</p> <p>・剰余金が生じた場合は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てる。</p> <p>(注)公益事業又は収益事業の停止(社会福祉法第57条)</p> <p>・次に該当する事由があるときは事業の停止を命じることができ</p> <p>①当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>②当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人が行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>③当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人が行う社会福祉事業に支障があること。</p>	<p>法第26条第1項</p> <p>審査基準第1-2(1), (2), (5)</p> <p>審査要領第1-2</p> <p>指導監査要綱Ⅱ-3(1)1</p> <p>法第26条第1項 審査基準第1-2(3)</p> <p>指導監査要綱Ⅱ-3(1)2</p> <p>審査基準第1-2(4) 指導監査要綱Ⅱ-3(1)3</p> <p>法第26条第2項 定款準則第16条</p> <p>指導監査要綱Ⅱ-3(1)4</p> <p>審査基準第1-2(6) 定款準則第21条備考一 (剰余金が出た場合の処分)の条</p> <p>指導監査要綱Ⅱ-3(2)</p>	<p>・公益事業が社会福祉と関係を有し、公益性を有するものとなっていないかつた。</p> <p>・公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来している。</p> <p>・公益事業の規模が社会福祉事業に比べて過大となっている。</p> <p>・公益事業の会計が他の事業の会計と明確に区分されていない。</p> <p>・公益事業の剰余金を当該事業又は社会福祉事業以外の経営に充てている。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>公益事業について見直しを要することが確認されました。</p> <p>公益事業の規模について見直しを要することが確認されました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>4 収益事業 (1)必要性</p> <p>○収益事業は、社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第4条各号及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）の経営の財源に充てるために行われているものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益事業は、法的制約及び要件を満たし、収益金を当該社会福祉事業又は公益事業の財源に充当するため行う場合に限り認められるものであるため、当該社会福祉事業又は公益事業の財源に充当する。 ・収益事業に該当しない場合（審査要領第1-3(1)） <p>①当該法人が使用することを目的とする施設等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる等</p> <p>②たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合</p> <p>③社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合</p> <p>(2)事業内容</p> <p>○収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのある事業は認められないため、支障を来している場合は、事業の実施方法等について適正化する。 ・社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのある場合（審査要領第1-3(3)） <p>①社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるおそれのある場合</p> <p>②社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合</p> <p>○収益事業の事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模が社会福祉事業に比べて過大な場合には、規模の縮小及び計画の変更等により適正化すること。 ・事業規模が過大であるか否かの判断は、当該事業の失敗により本来事業の基本的財産を失うおそれのあるもの、あるいは、社会福祉事業の財源の大半を当該事業に求めている計画で行われているものであるか等を考慮し、事業に係る職員数、予算規模、収益の大きさ等により総合的に判断する。 <p>○収益事業の内容が社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の種類は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがなく、かつ、投機的なものでない限り特別な制限はないが、適正な事業経営を行うこと。 ・社会的信用を傷つけるおそれのある事業（審査要領1-3(2)） <p>①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連事業</p> <p>②高利の融資事業</p> <p>③前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>○収益事業において、社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業用設備の使用及び職員の兼務は、基本的に適当でないことから、使用及び兼務により支障が来しているときは改善する。 <p>○収益事業は、特別会計とされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計は、社会福祉事業及び公益事業と明確に区分し、特別会計を設けて適正に経理する。 <p>(3)収益の処分</p> <p>○収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益が生じた場合は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てる。 ・借入金の償還財源とする場合には、その額が収益の概ね2分の1以下であること。 	<p>法第26条第1項 審査基準第1-3(1), (3) 指導監査要綱II-4(1)</p> <p>法第26条第1項 審査基準第1-3(1), (3), (4) 指導監査要綱II-4(2)1</p> <p>審査基準第1-3(5) 指導監査要綱II-4(2)2</p> <p>審査基準第1-3(2) 審査要領第1-3(2) 指導監査要綱II-4(2)3</p> <p>法第26条第1項 審査基準第1-3(4) 指導監査要綱II-4(2)4</p> <p>法第26条第2項 定款準則第16条</p> <p>法第26条第1項 審査基準第1-3(3) 定款準則第21条備考二(収益の処分)の条 指導監査要綱II-4(3)</p>	<p>・収益事業が社会福祉事業又は公益事業の経営の財源に充てるために行われていない。</p> <p>・収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来している。</p> <p>・収益事業の事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっている。</p> <p>・収益事業が社会的信用を損なうもの又は投機的なものとなっている。</p> <p>・収益事業の社会福祉事業用設備使用や従事職員の兼務で支障を来している。</p> <p>・収益事業が特別会計となっていない。</p> <p>・収益事業の収益を社会福祉事業又は公益事業以外の経営に充てている。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>収益事業について見直しを要することが確認されました。</p> <p>収益事業の規模について見直しを要することが確認されました。</p> <p>収益事業の内容について見直しを要することが確認されました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>1 人事管理</p> <p>(1) 任免関係</p> <p>○ 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。 ・法人の設置経営する施設の長の任免については、理事会の議決を経ること。 ・選任関係書類 (履歴書、就任承諾書)</p> <p>(2) 職務関係</p> <p>○ 職員の資質の向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。</p> <p>・社会福祉処遇技術の高度化に対応するため施設職員の資質向上を図る必要があるが、そのための職員研修について、具体的計画を立てる。</p>	<p>審査基準第3-6(4) 定款準則第12条第2項 指導監査要綱Ⅲ-1(1)</p> <p>法第90条第1項</p> <p>指導監査要綱Ⅲ-1(2)</p>	<p>・理事会で施設長の任免について審議されていない。</p> <p>・職員研修についての計画を立てていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>理事会で審議を要する事項が審議されていない事例がありました。</p>
<p>2 資産管理</p> <p>○ 基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されているか。</p> <p>・法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産とし、それぞれが明確に区分管理され、財産目録においても区分表示する。</p> <p>○ 基本財産 (社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。) の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行われているか。</p> <p>次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではない。</p> <p>① 価格変動が著しい財産 (株式、株式投資信託、金、外貨建債券等) ② 客観的評価が困難な財産 (美術品、骨董品等) ③ 減価する財産 (建物、建造物等減価償却資産) ④ 回収が困難になるおそれのある方法 (融資)</p> <p>・基本財産以外の資産 (運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産) の管理運用にあっても、安全確実な方法で行われることが望ましい 運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限る。</p> <p>○ 株式の保有は原則として下記の場合に限られているか。</p> <p>① 基本財産以外の資産管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>② 社会福祉法人において、基本財産として寄付された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄付されたものも含む。</p> <p>③ 上記①及び②の場合は株式の保有が認められるが、その場合でも、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。</p> <p>○ 株式の保有が認められる場合において、株式保有等を行っている場合 (全株式の20%以上を保有している場合に限る。) については、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の下記に定める事項を記載した書類を提出しているか。</p> <p>①名称 ②事務所の所在地 ③資本金等 ④事業内容 ⑤役員数及び代表者の氏名 ⑥従業員の数 ⑦当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ⑧保有する理由 ⑨当該株式等の入手日 ⑩当該社会福祉法人と当該営利企業との関係 (人事、取引等)</p>	<p>審査基準第2-2 定款準則第13条, 同条備考 指導監査要綱Ⅲ-2-1</p> <p>審査基準第2-3-(1) 定款準則第15条第2項 指導監査要綱Ⅲ-2-2</p> <p>指導監査要綱Ⅲ-2-2備考</p> <p>指導監査要綱Ⅲ-2-3</p> <p>指導監査要綱Ⅲ-2-3備考</p> <p>指導監査要綱Ⅲ-2-4</p> <p>審査要領第2-(8)7 指導監査要綱Ⅲ-2-4備考</p> <p>審査要領第2-(8)イ 指導監査要綱Ⅲ-2-4備考</p> <p>審査要領第2-(10) 指導監査要綱Ⅲ-2-4備考</p> <p>審査要領第2-(11) 指導監査要綱Ⅲ-2-5</p> <p>審査要領第2-(11) 指導監査要綱Ⅲ-2-5備考</p>	<p>・基本財産等が明確に区分されていない。</p> <p>・基本財産の管理運用が安全、確実ではなかった。 ※状況により A</p> <p>・株式の保有が適切ではなかった。 ※状況により A</p> <p>・営利企業の株式の保有割合が2分の1を超えていた。 ※状況により A</p> <p>・全株式の20%以上を保有しているが当該営利企業の概要書類を提出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>基本財産の管理運用について改善すべき点がありました。</p> <p>株式の保有について改善すべき点がありました。</p> <p>株式の保有について改善すべき点がありました。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>○ 法人の財産 (基本財産、基本財産以外の財産双方) については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにしているか。</p> <p>○ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされているか。</p> <p>・ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載する。</p> <p>《基本財産とすべき不動産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地 ・ 建築基準法による建築面積又は土地の実測面積と登記簿上の面積と一致しない場合があるが、定款記載については、登記簿の面積に合わせることを。 <p>《基本財産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合 100万円 (平成12年12月1日付通知の発出の日以降の場合には1000万円) 以上 ・ 社会福祉施設を経営しない法人の場合 原則として1億円以上 (委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合は、県が認める額) ・ 小規模通所授産施設、居宅介護等事業、地域・共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合 1000万円以上 ・ 社会福祉協議会 (社会福祉施設を営むものを除く。) 及び共同募金会の場合 300万円以上 ・ 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあつては、300万円と10万円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額 (100万円とする。) とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産であっても差し支えない。 	<p>審査基準第2-3-(3) 指導監査要綱Ⅲ-2-6</p> <p>審査基準第2-2(1) 指導監査要綱Ⅲ-2-7</p> <p>(審査基準第2-2(1)イ)</p> <p>(審査基準第2-2(1)ウ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の相当部分が安定した財産ではない。 ※状況により A ・ 社会福祉事業の用に供する不動産が基本財産となっていない。(事実発生から1年以上経過している場合等。) ・ 事実発生から1年以上経過していない場合及び小規模の財産の場合 	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>財産の保有について改善すべき点がありました。</p> <p>基本財産の編入について、必要な手続きがされていませんでした。</p>
<p>○ 基本財産を、市長の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないか。</p> <p>・ 基本財産は、法人存立の基礎であるから、これを処分し、貸与し又は担保に供する場合には事前に市の承認を受ける。</p> <p>ただし、独立行政法人社会福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合は承認を必要としない。(その旨が定款に記載されていること。)</p> <p>・ 基本財産の処分には、取り壊し、売却、貸与のほか譲渡、交換、使用権の設定、運用財産への切り替え等があたる。</p> <p>・ 法人に対して社会福祉施設整備費の国庫補助がなされている場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、財産処分の承認が必要である。</p>	<p>審査基準第2-2(1)ア, 第5-(1) 定款準則第14条 審査要領第2(5) 指導監査要綱Ⅲ-2-8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本財産を市長の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供している。 	<p>A</p>	<p>基本財産の処分について、必要な手続きがされていませんでした。</p>
<p>○ 基本財産となる不動産については、毎事業年度末に登記事項証明書を取っておき、監事の監査を受けること。</p> <p>○ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないか。</p> <p>・ 運用財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件になるものはみだりに処分することは適当でないので、処分に際しては理事会及び評議員会の承認を経て処分すること。</p> <p>なお、運用財産である現金は金融機関に預け入れる等適正に保管する。</p>	<p>指導監査要綱Ⅲ-2-8</p> <p>審査基準第2-2(2)イ 指導監査要綱Ⅲ-2-9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査前に基本財産に関する登記事項証明書を取得していない。 ・ 社会福祉事業の経営に必要な運用財産が適正管理されていない。 	<p>B</p> <p>B</p>	
<p>○ 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。</p> <p>○ 不動産を国又は地方公共団体以外から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。</p> <p>・ 法人がその事業を行うにあたって必要なすべての物件について、所有権又はその物件を使用する権利をもっていなければならないが、都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、不動産の一部を国又は地方公共団体以外の者から借用する場合は、確実に使用する権利として、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記する。</p> <p>・ 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は極力定額であることが望ましいものであり、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要がある。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくない。</p>	<p>審査基準第2-1(1) 指導監査要綱Ⅲ-2-10</p> <p>審査基準第2-1(1) 指導監査要綱Ⅲ-2-11</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体から借用している不動産の使用許可を受けていない。 ・ 不動産の借用について必要な利用権が設定されていない。 ※止むを得ない事情がある場合 → B 	<p>B</p> <p>A</p>	<p>不動産の借用について必要な権利設定等がされていませんでした。</p>

茅ヶ崎市社会福祉法人指導基準(法人編)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	評価の基準	評価	ホームページ公表例
<p>3 その他</p> <p>(1) 法人の透明性</p> <p>○ 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われているか。</p> <p>・ 法人の業務及び財務等に関する情報はインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当である。また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報も同様の方法で公表することが望ましい。</p> <p>・ 事業計画・報告、財産目録、貸借対照表、収支計算書等については、会報への掲載、新聞等への公告、法人事務所における閲覧等の方法により、自主的な開示をする。</p> <p>・ 開示する情報については、利用者のプライバシー保護に十分留意する。</p> <p>○ 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。</p> <p>・ サービス評価基準、第三者評価等を自主的に実施し、サービスの質の向上を図る。</p> <p>(2) 苦情解決体制</p> <p>○ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みが行われているか。</p> <p>・ 規程又は要綱等を作成し、責任者、担当者を決め、周知するよう指導するとともに、第三者委員を設置する。</p> <p>○ 苦情解決の第三者委員を選任しているか。</p> <p>○ 苦情解決の要綱を整備しているか。</p> <p>○ 第三者委員は適任者となっているか。</p> <p>○ 第三者委員が利用者及び家族等から直接苦情等を受け付ける体制となっているか。</p> <p>○ 苦情解決体制について、ポスター等により周知を図っているか。</p> <p>○ 第三者委員の氏名連絡先等について利用者への周知を図っているか。</p> <p>(3) 登記</p> <p>○ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているか。</p> <p>・ 登記事項について、次のように行う。</p> <p>① 定期的に行うべき登記 代表者変更登記：変更後2週間以内 資産総額変更登記：毎会計年度終了後2月以内</p> <p>② 必要の生じた都度行うべき登記 登記事項に変更が生じたとき：2週間以内 目的(事業)、法人名称、事務所所在地、代表者の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め等</p>	<p>法第44条第4項, 第75条～第77条, 第79条</p> <p>審査基準第3-5(2) 定款準則第18条第2項 指導監査要綱Ⅲ-4-1</p> <p>法第78条第1項 指導監査要綱Ⅲ-4-2</p> <p>法第82条 指導監査要綱Ⅲ-4-3 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日厚生省通知)</p> <p>組合等登記令(昭和39年政令第29号) 審査基準第2-1(1) 指導監査要綱Ⅲ-4-4</p>	<p>・ 提供する福祉サービスの内容について、情報提供が行われていない。</p> <p>・ サービスの質の向上を図るための措置を講じていない。</p> <p>・ 苦情解決に対する取組みが行われていない。</p> <p>・ 苦情解決の第三者委員を選任していない。</p> <p>・ 第三者委員を複数選任していない。</p> <p>・ 苦情解決体制に関する要綱を整備していない。</p> <p>・ 第三者委員に公平・中立な立場の人が選任されていない。法人の理事、利用者の家族、オンブズマン等が選任されている。</p> <p>※(第三者委員の例示) 評議員(理事を除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など</p> <p>・ 第三者委員が利用者及び家族等から直接苦情等を受け付ける体制となっていない。</p> <p>・ 苦情解決体制について、周知を図っていない。</p> <p>・ 第三者委員の氏名連絡先等について利用者への周知を図っていない。</p> <p>・ 理事長の就任登記が行われていない。</p> <p>・ 理事長の重任登記、資産総額・目的の変更登記が行われていない。</p> <p>・ 理事長の就任・重任登記、資産総額・目的の変更登記が遅延している。 ※数日の遅延 → C</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>苦情解決体制が整備されていませんでした。</p> <p>第三者委員が選任されていませんでした。</p>